

- 中小企業経営者のためのナレッジ共有ツールー

発 行 日: 2024年4月30日(第283号)

発行 所・リタネッツ事業協同組合

改正

発行責任者:杉田 圭三

〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16

TEL: 048-658-8881 FAX: 048-658-8883

URL: http://www.ritanets.com

### ★中小企業の資金繰りを改善すべく『約束手形』決済60日に短縮・廃止へ!

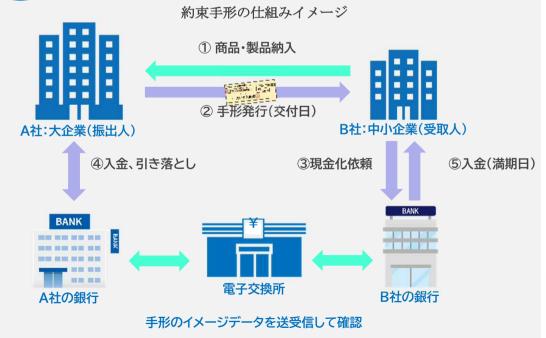
~ 2026年までに約束手形が利用廃止されるのをご存知でしょうか? ~

#### ◆はじめに

約束手形とは、期日までに決められた金額の支払いを約束する有価証券の1つです。 約束手形の代金を支払う側を「振出人」、代金を受け取る側を「受取人」と呼びます。 手形を発行することは「振り出し」といい、振出人が受取人に対して約束手形を振り出す ことで、現金での代金決済の代わりにすることが可能です。



# 2024年11月から適用予定 ②~⑤にかかる日数を120日→60日に短縮



# 20

### 2026年までに約束手形が利用廃止される!



## 2026年度末まで全面的な電子化の方針を示す

電子 化 活 用 の メリット			
	業務負担軽減	現物管理不要 リスク低減	コスト削減
支払側	手形の発行や 郵送作業などの 事務負担軽減	ペーパーレス化 により紛失・盗難、 災害などの心配 がない	郵送料や手形帳 代金が不要
受 取 側	WEB取引完結	入金期日に 自動入金される	領収書不要

#### ◆約束手形の廃止に伴う代替案「でんさい」とは?

事業者の資金調達の円滑化などを図るべく創設された「株式会社全銀電子債権 ネットワーク」(通称:でんさいネット)が取り扱う電子記録債権です。紙の手形の 問題点を克服した金銭債権として多くの企業が活用しています。

#### ◆さいごに

中小企業にとって、安全な回収、短期サイトの実現、コスト削減に向けた対策は重要です。2026年の約束手形廃止に向けて、今のうちに電子化を検討してみましょう!